

第2節 料金の変遷

1. 料金表

産業財産権関係の料金としては、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法等に定める特許料、登録料及び手数料（以下「料金」）がある。例えば、特許法に定められているものには、特許権を取得し維持するための特許料、特許を出願する際に必要な出願料、出願審査の請求をする際に必要な審査請求料等がある。2010年4月1日時点での主な料金を、次の各料金表に示す。

【特許 料金表】

1. 特許 関係料金		
(1) 出願料		
・ 特許出願	15,000円	
・ 外国語書面出願	24,000円	
・ 特許法第184条の5第1項の規定による手続	15,000円	
・ 特許法第184条の20第1項の規定による申出	15,000円	
・ 特許権存続期間の延長登録出願	74,000円	
(2) 審査請求料		
1) 平成16年4月1日以降の出願		
出願審査請求	168,600円 +	(請求項の数 × 4,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	101,200円 +	(請求項の数 × 2,400円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	151,700円 +	(請求項の数 × 3,600円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	134,900円 +	(請求項の数 × 3,200円)
(昭和62年12月31日以前の出願とみなされるもの)	154,600円 +	(発明の数 × 18,000円)
(昭和62年12月31日以前の出願とみなされるもの特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	123,700円 +	(発明の数 × 14,400円)
2) 昭和63年1月1日から平成16年3月31日までの出願		
出願審査請求	84,300円 +	(請求項の数 × 2,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	16,900円 +	(請求項の数 × 400円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	67,400円 +	(請求項の数 × 1,600円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	50,600円 +	(請求項の数 × 1,200円)
(昭和62年12月31日以前の出願とみなされるもの)	77,300円 +	(発明の数 × 9,000円)
(3) 特許料		
1) 昭和63年1月1日以降の出願		
・ 平成16年3月31日までに審査請求をした出願		
第 1年から第 3年まで	毎年 11,400円に1請求項につき	1,000円を加えた額
第 4年から第 6年まで	毎年 17,900円に1請求項につき	1,400円を加えた額
第 7年から第 9年まで	毎年 35,800円に1請求項につき	2,800円を加えた額
第 10年から第 25年まで	毎年 71,600円に1請求項につき	5,600円を加えた額
・ 平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		
第 1年から第 3年まで	毎年 2,300円に1請求項につき	200円を加えた額
第 4年から第 6年まで	毎年 7,100円に1請求項につき	500円を加えた額
第 7年から第 9年まで	毎年 21,400円に1請求項につき	1,700円を加えた額
第 10年から第 25年まで	毎年 61,600円に1請求項につき	4,800円を加えた額
2) 昭和62年12月31日以前の出願		
・ 平成16年3月31日までに審査請求をした出願		
第 1年から第 3年まで	毎年 7,500円に1発明につき	4,900円を加えた額
第 4年から第 6年まで	毎年 11,900円に1発明につき	7,400円を加えた額
第 7年から第 9年まで	毎年 23,800円に1発明につき	14,800円を加えた額
第 10年から第 25年まで	毎年 47,500円に1発明につき	29,600円を加えた額
・ 平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		
第 1年から第 3年まで	毎年 1,500円に1発明につき	1,000円を加えた額
第 4年から第 6年まで	毎年 4,800円に1発明につき	2,900円を加えた額
第 7年から第 9年まで	毎年 14,300円に1発明につき	8,800円を加えた額
第 10年から第 25年まで	毎年 47,500円に1発明につき	29,600円を加えた額
・ 追加特許の場合 (1発明につき)		
第 1年から第 3年まで		毎年 5,600円
第 4年から第 6年まで		毎年 8,400円
第 7年から第 9年まで		毎年 16,800円
第 10年から第 25年まで		毎年 33,600円
(4) 審判請求料		
1) 審判 (再審) 請求		
昭和63年1月1日以降の出願	49,500円 +	(請求項の数 × 5,500円)
昭和62年12月31日以前の出願	27,500円 +	(発明の数 × 27,500円)
2) 特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る審判 (再審) 請求		
	55,000円	
3) 無効審判係争中の明細書又は図面の訂正請求		
昭和63年1月1日以降の出願	49,500円 +	(請求項の数 × 5,500円)
昭和62年12月31日以前の出願	27,500円 +	(発明の数 × 27,500円)
4) 判定請求		
	40,000円	
5) 裁定請求		
	55,000円	
6) 裁定取消請求		
	27,500円	
7) 審判又は再審への当事者の参加申請		
	55,000円	
8) 審判又は再審への補助参加申請		
	16,500円	

【実用新案 料金表】

2. 実用新案 関係料金		
(1) 出願料		
・実用新案出願		14,000円
・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続		14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出		14,000円
(2) 登録料		
1) 平成17年4月1日以降の出願		
第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき	100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,100円に1請求項につき	300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100円に1請求項につき	900円を加えた額
2) 平成6年1月1日～平成17年3月31日の出願		
第1年から第3年まで	毎年 7,600円に1請求項につき	700円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 15,100円に1請求項につき	1,400円を加えた額
3) 昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願		
第1年から第3年まで	毎年 8,500円に1請求項につき	800円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 16,900円に1請求項につき	1,600円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 33,800円に1請求項につき	3,200円を加えた額
4) 昭和62年12月31日以前の出願		
第1年から第3年まで		毎年 9,300円
第4年から第6年まで		毎年 18,500円
第7年から第10年まで		毎年 37,000円
(3) 技術評価請求料 (審査請求料)		
1) 平成6年1月1日以降の出願		
実用新案技術評価請求		42,000円 + (請求項の数 × 1,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)		8,400円 + (請求項の数 × 200円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)		33,600円 + (請求項の数 × 800円)
2) 昭和63年1月1日から平成5年12月31日の出願		
出願審査請求		46,500円 + (請求項の数 × 1,100円)
(4) 審判請求料		
1) 審判(再審)請求		
昭和63年1月1日以降の出願		49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
昭和62年12月31日以前の出願		55,000円
2) 無効審判係争中の明細書又は図面の訂正請求		
昭和63年1月1日以降の出願		49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
昭和62年12月31日以前の出願		55,000円
3) 明細書又は図面の訂正請求		1,400円
4) 判定請求		40,000円
5) 裁定請求		55,000円
6) 裁定取消請求		27,500円
7) 審判又は再審への当事者の参加申請		55,000円
8) 審判又は再審への補助参加申請		16,500円

【意匠 料金表】

3. 意匠 関係料金	
(1) 出願料	
・ 意匠登録出願	16,000円
・ 秘密意匠の請求	5,100円
(2) 登録料	
第 1年から第 3年まで	毎年 8,500円
第 4年から第 10年まで	毎年 16,900円
第 11年から第 20年まで	毎年 33,800円
* 第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ 類似意匠の場合	
	8,500円
(3) 審判請求料	
1) 審判（再審）請求	55,000円
2) 判定請求	40,000円
3) 裁定請求	55,000円
4) 裁定取消請求	27,500円
5) 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
6) 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

【商標 料金表】

4. 商標 関係料金	
(1) 出願料	
・ 商標登録出願	3,400円 + (区分数 × 8,600円)
・ 防護標章出願又は防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願	6,800円 + (区分数 × 17,200円)
・ 重複登録商標に係る商標権存続期間の更新登録出願	12,000円
(2) 登録料	
・ 商標（防護標章）登録料	区分数 × 37,600円
分納額（前期・後期支払）	区分数 × 21,900円
・ 防護標章更新登録料	区分数 × 41,800円
・ 商標権の分割申請	30,000円
・ 更新登録申請	区分数 × 48,500円
分納額（前期・後期支払）	区分数 × 28,300円
(3) 審判請求料	
1) 審判（再審）請求	15,000円 + (区分数 × 40,000円)
2) 商標（防護標章）登録異議申立	3,000円 + (区分数 × 8,000円)
3) 商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
4) 判定請求	40,000円
5) 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
6) 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

（資料）特許庁作成

2. 料金改定

産業財産権関係の料金は、特許特別会計が設立された1984年以降、受益者負担の原則の下、産業財産権行政に必要な支出を賄うように設定（改定）されている。

料金の改定については、ペーパーレス計画の推進や審査処理の迅速化に必要な費用を確保するため、引上げを行っていたが、ITの活用による効率化や支出の合理化等の支出削減により、1998年以降、段階的に引き下げている。

なお、平成 15 年法改正においては、審査に係る経費を勘案しつつ、出願人間のコスト負担の不均衡を是正するとともに、適正な審査請求行動の促進を図るため、出願手数料と特許料を減額、審査請求手数料を増額し、1 件当たりの出願から権利維持にかかる総費用を軽減することにより、出願人の戦略的な取組に対するインセンティブの強化を図った。

1994 年以降の料金改定の変遷を以下の表にまとめた。

【特許】

施行日	1993. 7. 1		1998. 6. 1		1999. 6. 1		2004. 4. 1		2008. 6. 1	
出願料	21,000円						16,000円		15,000円	
審査請求料	84,300円	+請求項ごと 2,700円		+請求項ごと		+請求項ごと 2,000円	168,600円	+請求項ごと 4,000円		+請求項ごと
特許料										
1-3年	13,000円	1,400円				1,100円	2,600円	200円	2,300円	200円
4-6年	20,300円	2,100円				1,600円	8,100円	600円	7,100円	500円
7-9年	40,600円	4,200円				3,200円	24,300円	1,900円	21,400円	1,700円
10-12年	81,200円	8,400円				6,400円			61,600円	4,800円
13-15年	162,400円	16,800円	81,200円	8,400円		6,400円			61,600円	4,800円
16-18年	324,800円	33,600円	81,200円	8,400円		6,400円			61,600円	4,800円
19-20年	649,600円	67,200円	81,200円	8,400円		6,400円			61,600円	4,800円

【実用新案】

施行日	1994. 1. 1		1999. 6. 1		2005. 4. 1	
出願料	14,000円					
技術評価書請求	+請求項ごと 42,000円		+請求項ごと 1,300円		+請求項ごと 1,000円	
登録料						
1-3年	7,600円	900円		700円	2,100円	100円
4-6年	15,100円	1,800円		1,400円	6,100円	300円
7-10年	-	-	-	-	18,100円	900円

【意匠】

施行日	1993. 7. 1	2007. 4. 1
出願料	16,000円	
登録料		
1-3年	8,500円	
4-10年	16,900円	
11-15年	33,800円	
16-20年	-	33,800円

【商標】

施行日	1993. 7. 1	1997. 4. 1		2008. 6. 1	
出願料	21,000円		+区分ごと		+区分ごと
		6,000円	15,000円	3,400円	8,600円
登録料	66,000円	区分ごと		区分ごと	
		66,000円		37,600円	
更新登録料	130,000円	区分ごと		区分ごと	
		151,000円		48,500円	

(資料) 特許庁作成。

3. 特許料等の減免

産業財産権関係料金については、特例として、中小企業や大学等に対し特許料等の減免措置を講じている。

【審査請求料・特許料の減免措置】

対象	措置内容	対象	措置内容
個人 (所得税非課税者等)	審査請求料：免除 特許料(1-3年分) ：免除	研究開発型 中小企業(※)	審査請求料：半額軽減 特許料(1-3年分) ：免除 (※) 「中小企業ものづくり技術の 高度化に関する法律」に基づく 認定計画に従って行われる特定 研究開発等の成果に係る特許発 明については第1年-第6年
	審査請求料：半額軽減 特許料(1-3年分) ：3年間猶予	大学等、大学 等の研究者	
法人 (非課税法人)	免除(すべての料金)	大学等 承認 TLO	
国		試験研究型 独立行政法人	
国立試験研究機関認定 TLO		公設試験 研究機関等	
		試験研究型 独立行政法人 認定 TLO	

(資料) 特許庁作成

これまで、以下の取組(対象拡大、運用緩和)を行い、減免制度の利用拡大を図っている。

[1998年8月]

- ・認定 TLO を対象とした減免制度を「大学等における技術に関する研究成果の民間事

業者への移転の促進に関する法律」に新設した。

[1999年10月]

- ・承認 TL0 を対象とした減免制度を「産業活力再生特別措置法」に新設した。

[2000年1月]

- ・法人等を対象とした減免制度を「特許法」に新設した。

[2000年4月]

- ・研究開発型中小企業（試験研究比率 3%超）及び大学等を対象とした減免制度を「産業技術力強化法」に新設した。

[2004年4月]

- ・試験研究独立行政法人、公設試験研究機関、地方独立行政法人を対象とした減免制度を「産業技術力強化法」に新設した。
- ・法人等の要件である「設立から5年以内」を、「設立から10年以内」に緩和した。
- ・研究開発型中小企業に「SBIR 補助金等交付事業などの認定事業の関連出願」も減免対象に追加し、対象企業を拡大した。

[2005年12月]

- ・法人等の法人税非課税の確認書類が「納税証明書」等の原本のみであったものを、当該証明書の写しでも可とした。
- ・研究開発型中小企業の資本金要件の確認書類が、「法人登記事項証明書」だけであったものを、上記に加え「定款」、「財務諸表等」も対象書類に追加するとともに、当該書類の写しでも可とした。
- ・研究開発型中小企業の試験研究費等比率（3%超）の確認書類について、それまでは試験研究費等が明記された財務諸表等（明記されていない場合は税理士等の証明書を添付）としていたものを、試験研究費等が明記されていない財務諸表等でも当該費用の内訳が財務書類で確認できれば可とした。

[2006年4月]

- ・ものづくり中小企業を対象とした中小企業向け減免制度を「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に新設し、対象企業を拡大した。

[2006年8月]

- ・法人等の要件である「設立から10年以内」を撤廃した。
- ・法人等の資本金要件の確認書類が、「定款」又は「法人登記事項証明書」だけであったものを、上記に加え「前事業年度の貸借対照表」も対象書類に追加した。

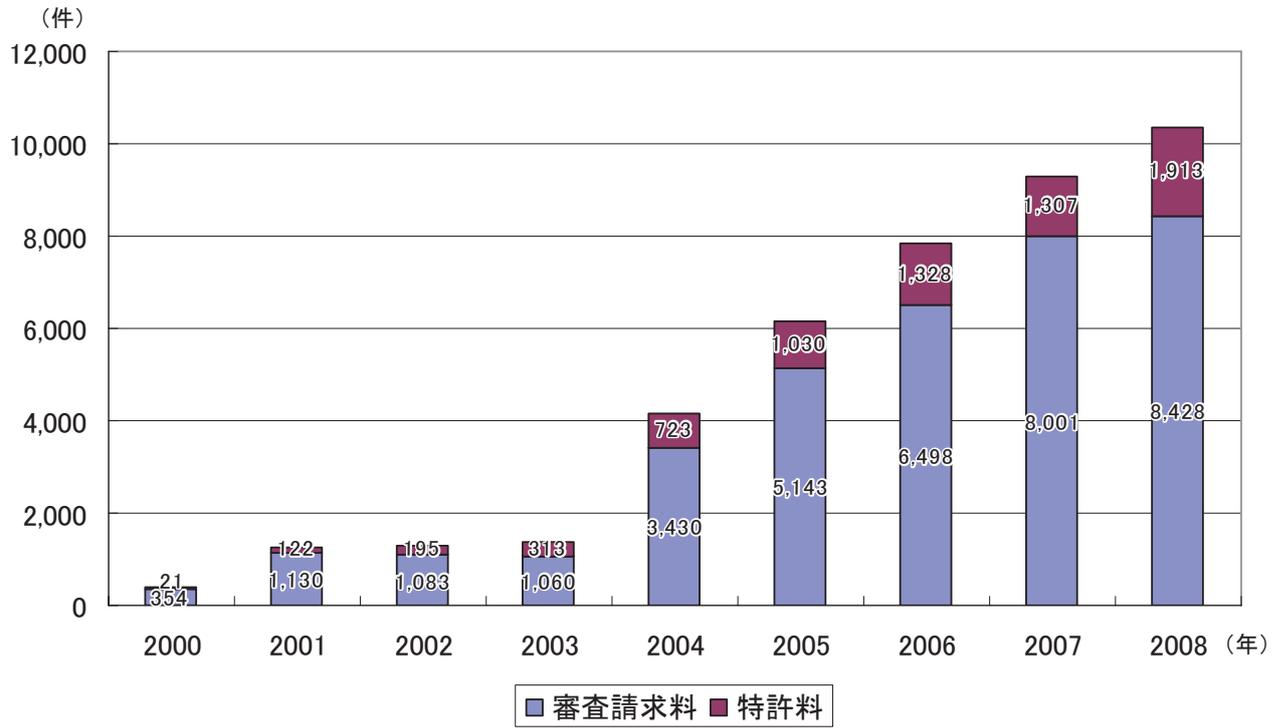
[2007年8月]

- ・大学等の減免対象に「大学等の研究者とそれ以外との者」との共同研究の成果に関連する出願について減免対象に追加するとともに、TL0 へ承継後、再度大学等へ承継されたものについても減免対象とした。

[2009年6月]

- ・試験研究独立行政法人、公設試験研究機関、地方独立行政法人の減免対象に「当該研究者等とそれ以外との者」との共同研究の成果に関連する出願について減免対象に追加した。

【減免利用件数の推移】



(資料) 特許庁作成

